

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)
地域名 (地域内農業集落名)	明治地区 大庭(城稻荷以外)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、担い手不足の深刻化に伴い、遊休農地が増加し、周辺農地に影響が出ていることから、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。
 また、水田を維持していくには、堰の整備や暗渠の整備等、農業環境の改善が必要であり、農業だけでは十分な所得が得られていないなどの課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・規模拡大を希望する農家に農地を集積する。
- ・基盤整備による農業生産効率の向上を図る。
- ・親水公園の来客数を活かした農業体験等、参加型の農業により地域活性化を図る。
(学校体験の田んぼ、農福連携、観光農園等)
- ・水田から畑への転換も検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
堰の整備や暗渠の整備等、担い手のニーズを踏まえ、必要な基盤整備により、農業生産効率の向上を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を確保、育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--